

地方公共団体向け内部規程例

(内部の職員等からの通報用)

2022年2月

眞砂法律事務所 弁護士 林 尚 美

本規程例は、内部通報制度を導入するに当たりどのような規程を制定すれば良いのか分からぬという事業者の声を踏まえ、著者が、消費者庁主催の地方公共団体向け研修会において、著者による説明資料の補助資料として作成したものである。

本規程例は、指針の解説に記載されている推奨事項の一部を盛り込んだ内部規程の一例であり、消費者庁として公式に認定したものではない。事業者は、各事業者の実情等を踏まえ、本規程例と異なる独自の定めを置いて差し支えない。

地方公共団体向け内部規程例

第1条（目的）

本規程は、公益通報者保護法(平成 16 年法律 122 号)及び公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和 2 年法律 51 号)を踏まえ、●●市¹（以下「本市」という。）、本市職員等、委託先事業者及び委託先事業者の役職員等の法令違反行為等に関する、本市職員等及び委託先事業者の役職員等からの通報等に対応する仕組みを整備し運用することにより、通報等をした者及び調査協力者（以下「通報等をした者等」という。）を保護するとともに、本市組織の自浄作用の向上に寄与することにより本市の法令遵守を図り、もって市民の信頼を確保することを目的とする。

第2条（定義）

1 本規程において「本市職員等」とは、次の者をいう。

①本市の職にある者²

②①であった者³

2 本規程において「委託先事業者の役職員等⁴」とは、次の者をいう。

¹ 本規程例は市を想定した記載としているところ、県町村においては、網掛け箇所を中心として、これを読み替えるものとする。

² 職員のほか、市長、副市長、地方自治法第 138 条の 4 第 1 項に規定する委員並びに同 3 項に規定する附属機関の構成員及び本市の機関の事務を補助する職員を含む。また、雇用形態を問わない（臨時職員、非常勤嘱託職員等を含む）。

³ 本規程例では、公益通報者保護法の範囲を超えて、退職後 1 年以内の者に限らない文例を記載しているが、公益通報者保護法の範囲に基づき退職後 1 年以内の退職者に限定することも認められる。

⁴ 実務上は、外部者である委託先事業者の役職員等に対する当該規定の実効性を確保するため、行政機関と委託取引先との契約において本規定例に定める義務事項を盛り込むことも考えられる。

①本市の事務又は事業を本市以外の者に委託し又は請け負わせている事業者並びに地方自治法第244条の2第3項により公の施設の管理を同項に規定する指定管理者に行わせている事業者⁵の役員及びその従業員

②①であった者

3 本規程において「法令違反行為等」とは、次のいずれかの行為をいう。

①本市及び本市職員等の職務の執行について、法令(法律、法律による命令、条例、本市が定める各種規則その他の規程⁶を含む。)以下同じ。)に違反する行為及びその他不適正な行為

②委託先事業者及び委託先事業者の役職員等の職務の執行について、法令に違反する行為及びその他不適正な行為

4 本規程において「通報」とは、法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、その旨を知らせることをいい、「相談」とは、内部通報に先立ち又は関連して必要な助言を受けることをいう。通報又は相談を併せて「通報等」という。

5 本規程において「内部通報」とは、法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしていることを通報窓口又は職制上の上司に通報することをいう。

6 本規程において「通報窓口」とは、本市組織内に設置した、利用対象者が通報等をするための窓口（以下「内部窓口」という。）及び本市組織外に設置した、利用対象者が通報等をするための窓口（以下「外部窓口」という。）の総称をいう。

7 本規程において「利用対象者」とは、通報窓口を利用することができる者のことであり、本市職員等及び委託先事業者の役職員等をいう。

⁵ その他法令等の規定により本市の事務又は事業を本市以外の者に委託事務等を行わせている事業者がある場合は当該者も含まれるものとする。

⁶ 地方自治法138条の4第2項に基づき定める規程及び地方公営企業法第10条に基づき定める管理規程を含む。

- 8 本規程において「対象事案」とは、通報窓口に対して内部通報された事案をいう。
- 9 本規程において「通報対応業務」とは、通報等を受け、並びに対象事案を調査をし、及び対象事案の是正措置等を検討・実行する業務をいう。なお、かかる業務の全部又は一部を実行する場合のいずれであっても「通報対応業務」を行っているものといえる。
- 10 本規程において「通報窓口担当者」とは、通報窓口において通報等を受け付ける者をいう。
- 11 本規程において「調査担当者」とは、対象事案の調査に関与する者をいう。
- 12 本規程において「通報等をした者を特定させる事項」とは、通報等をした者又は調査協力者が誰であるか認識することができる事項をいう。
- 13 本規程において「従事者」とは、通報窓口において受け付ける内部通報に関して通報対応業務を行う者であり、かつ、通報等をした者を特定させる事項を伝達される者をいう。
- 14 本規程において「調査協力者」とは、対象事案に関する調査に協力した者をいう。
- 15 本規程において「被通報者」とは、法令違反行為等を行った、行っている又は行おうとしているとして通報された者をいう。
- 16 本規程において「範囲外共有」とは、通報等をした者を特定させる事項を必要最小限度の範囲を超えて共有する行為をいう。
- 17 本規程において「通報等をした者等の探索」とは、通報等をした者等を特定しようとする行為をいう。
- 18 本規程において「処分等」とは、法令等に定める懲戒処分、口頭での指導や注意を含め、本市が行うことができる一切の措置をいう。
- 19 本規程において「不利益な取扱い」とは、通報等をしたこと又は対象事案に関する調査に協力したことを理由とする本市、本市職員等、委託先事業者又は委託先事業者の役職員等から

の、懲戒処分その他の不利益な取扱い⁷をいう。

20 本規程において「発生部署」とは法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしている部署をいう。

21 本規程において「是正措置等」とは是正に必要な措置及び再発防止策を併せたものをいう。

第3条（内部通報の体制整備）

1 本市は、本市職員等及び委託先事業者の役職員等からの通報等に対応する仕組みを整備し、通報対応業務を統括する通報対応責任者を置くこととし、総務部長⁸をもってこれにあてる。

2 通報対応責任者は、通報対応業務を適切に行うため、次に掲げる内部通報対応体制⁹を整備し、運用する。

①通報窓口の設置をすること

②対象事案が、本市市長その他本市幹部職員に關係する場合、これらの者からの独立性を確保する措置をとること

③通報窓口において、i 通報により調査中の対象事案と同種案件であるもの、ii 既に対象事案に関する調査又は是正措置等がとられ解決済みであるもの、iii 内部通報をした者と連

⁷ 職員たる地位の得喪に関する行為（免職、辞職の強要、任期の更新拒否、本採用・再任用の拒否、休職等）、人事上の取り扱いに関する行為（降格、降任、不利益な配置換・転任・長期出張等の命令、昇進・昇格における不利益な取扱い、懲戒処分等）、経済待遇上の取り扱いに関する行為（減給その他手当等における不利益な取り扱い、不当な損害賠償請求等）、精神上又は生活上の取り扱いに関する行為（事実上の嫌がらせ等）をさす。

⁸ 通報対応責任者は、当該地方公共団体全体に対して指揮・監督権限を有する幹部職員（市区町村長、副市区町村長、総務部長等）とすることが考えられる。本規程では「総務部長」とした。

⁹ 本規程例では、「内部通報」を「法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしていることを通報窓口又は職制上の上司に通報することをいう。」と定義しており、公益通報者保護法上の通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることに限定していない。そのため、指針にある「内部公益通報対応体制」ではなく、「内部通報対応体制」との文言を使用している。

絡が取れず事実確認が取れないもの等、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施すること

④③の調査の結果、対象事案について法令違反行為等が明らかになった場合、是正措置等をとること

⑤④の是正措置等をとった後、当該是正措置等が適切に機能しているかを確認し機能していない場合、改めて是正措置等をとること

⑥通報対応業務において利益相反を排除すること

⑦不利益な取扱いが行われることを防止すること

⑧範囲外共有を防止すること

⑨通報等をした者等の探索を行うことを防止すること

⑩公益通報者保護法及び本市内部通報対応体制について、本市職員等及び委託先事業者の役職員等に対して教育・周知を行うこと

⑪従事者に対しては、通報等をした者を特定させる事項の取扱いについて特に十分な教育を行うこと

⑫通報窓口は、利用対象者から寄せられる内部通報及び相談に対応すること

⑬通報窓口において、文書による内部通報を受け付けた場合、当該内部通報に係る法令違反行為等の中止その他是正に必要な措置をとったときはその旨を、当該内部通報に係る法令違反行為等がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該内部通報をした者に対し、速やかに通知すること

⑭通報窓口に寄せられた内部通報への対応に関する記録を作成し、適切な期間保管すること

⑯内部通報対応体制の定期的な評価・点検を実施し必要に応じて内部通報対応体制の改善を行うこと

⑯通報窓口に寄せられた内部通報に関する運用実績の概要を適切な業務の遂行及び利害関係人の秘密、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲において利用対象者に開示すること

3 通報対応責任者は、前項に規定する事務を総務部コンプライアンス課¹⁰に行わせることができる。

第4条（通報窓口）

1 本市において通報等を受け付けるため、次の通報窓口を設置し、次に掲げる者を通報窓口担当者として定め、通報等の受け付けを担当させ、通報対応責任者がこれを統括する。

①内部窓口 総務部コンプライアンス課の担当者

②外部窓口¹¹

i X法律事務所の担当弁護士

ii Y社の担当者

iii 外部弁護士等の第三者により構成されるコンプライアンス委員会や第三者委員会等（以下「第三者委員会等」という）の委員

2 前項に定める通報窓口担当者であって通報等をした者を特定させる事項を伝達される者は、「従事者」として指定される。

¹⁰ 通報等への適切な対応が可能な法務部、総務部、コンプライアンス課等が担当することが考えられる。本規程では「総務部コンプライアンス課」とした。

¹¹ 通報等をしようとする者が窓口を利用しやすくするため匿名性が保たれた外部窓口として、i 法律事務所の弁護士、ii 外部委託会社、iii 第三者委員会等が考えられる。いずれの場合も、本市の業務に関わる者を指定することは利益相反となる可能性が高く適切ではない。

3 第7条第3項に定める調査担当者であって通報等をした者を特定させる事項を伝達される者は、「従事者」として指定される。

4 第8条第4項に定める対象事案の是正措置等を検討又は実行する者であって通報等をした者を特定させる事項を伝達される者は「従事者」として指定される。

5 通報対応責任者は、前3項の規定により指定される従事者に対し、従事者の地位に就くこととが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。

第5条（通報窓口の利用方法）

1 利用対象者は、通報窓口に対し、次の各号に定める事項を、電話、電子メール、FAX、郵送又は面談の方法により知らせることで、内部通報をすることができる。

- ①法令違反行為等に関する事実の内容
- ②法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

2 利用対象者は、匿名で通報窓口を利用することができる。

第6条（情報を共有する者の範囲）

1 通報等をした者を特定させる事項を下記の範囲に限り共有するものとし、正当な理由がない限り、当該範囲を超えて共有しない。

①内部窓口が利用された場合 通報対応責任者、通報窓口担当課長及び通報窓口担当者

②外部窓口が利用された場合

i X法律事務所が利用された場合 X法律事務所の担当弁護士

ii Y社が利用された場合 Y社の担当者

iii 第三者委員会等が設置された場合 第三者委員会等の委員

2 通報等をした者を特定させる事項以外の情報についても、共有範囲については慎重に検討

することとし、原則として通報窓口担当者、調査担当者、対象事案の是正措置等を検討又は実行する者に限り共有し、不当な目的に利用してはならない。但し、当該通報等をした者が予め明示的に同意した場合又はその他正当な理由があると客観的に判断される場合は、この限りではない。

3 対象事案に関する調査により得られた情報のうち調査協力者を特定させる事項は、調査担当者に限り共有する。但し、当該調査協力者が予め明示的に同意した場合又はその他正当な理由がある場合は、この限りではない。

4 調査協力者から得られた調査協力者を特定させる事項以外の情報は、調査担当者に限り共有する。但し、調査協力者が予め明示的に同意した場合又はその他正当な理由がある場合は、この限りではない。

5 本市は、前4項に違反した者に対して適切な処分等を課す¹²。

第7条（調査）

1 通報対応責任者は、通報の調査を統括し、i 通報により調査中の対象事案と同種案件であるもの、ii 既に対象事案に関する調査又は是正措置等がとられ解決済みであるもの、iii 内部通報をした者と連絡が取れず事実確認が取れないもの等、正当な理由がある場合を除いて、直ちに必要な調査を実施する。

2 通報対応責任者は、本市市長その他本市幹部職員が関与する法令等違反が明らかになった場合、調査に関する独立性を確保するため、外部弁護士又は第三者委員会のモニタリングを受けながら調査する。

3 通報対応責任者は、対象事案について、次に掲げる者を調査担当者として定め、調査を担

¹² 本規定に従い適切な処分等を行うためには、賞罰規程等において根拠規定が必要になると考えられるため、賞罰規程等にも同様の規定を設けることも併せて検討。「処分等を課す」とある規定について、以下同じ。

当させる。

①内部窓口が利用された場合	当該通報窓口担当者又は発生部署で法令等遵守について担当する者（以下「法令等遵守担当者」という。）
②外部窓口が利用された場合	
i X法律事務所が利用された場合	X法律事務所の担当弁護士又は発生部署の法令等遵守担当者
ii Y社が利用された場合	Y社の担当者又は発生部署の法令等遵守担当者
iii 第三者委員会等が設置された場合	第三者委員会等の委員、当該通報窓口担当者又は発生部署の法令等遵守担当者

第8条（是正措置等）

- 1 調査担当者は、調査の結果法令違反行為等が明らかとなった場合、その旨を通報対応責任者に報告する。
- 2 通報対応責任者は、対象事案の是正措置等の検討及び実行を統括し、前項による報告を受けたときは、速やかに自ら又は第三者をして是正措置等の検討及び実行をする。
- 3 通報対応責任者は、次に掲げる者を対象事案の是正措置等を検討又は実行する者として定め、是正措置等の検討又は実行を担当させることができる。

①内部窓口が利用された場合	当該通報窓口担当者又は発生部署の法令等遵守担当者
②外部窓口が利用された場合	
i X法律事務所が利用された場合	X法律事務所の担当弁護士又は発生部署の法令等遵守担当者
ii Y社が利用された場合	Y社の担当者又は発生部署の法令等遵守担当者

ii Y社が利用された場合 Y社の担当者又は発生部署の法令等遵守

担当者

iii 第三者委員会等が設置された場合 第三者委員会等の委員、当該通報窓口担当者又は発生部署の法令等遵守担当者

4 通報対応責任者は、本市市長その他本市幹部職員が関与する法令等違反が明らかになった場合、是正措置の検討及び実行に関する独立性を確保するため、外部弁護士又は第三者委員会のモニタリングを受けながら是正措置を検討及び実行する。

5 通報対応責任者は、法令違反行為等の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合、追加の是正措置等を講ずる。

第9条（処分等）

第7条による調査の結果、法令違反行為等が明らかになった場合には、本市は、当該法令違反行為等に関与した者に対して適切な処分等を課す。

第10条（記録）

通報対応責任者は、通報窓口に寄せられた内部通報への対応に関する記録を作成し、少なくとも対応終了後10年間¹³、保管する。

第11条（協力義務）

1 本市職員等及び委託先事業者の役職員等は、通報対応責任者が行う調査に協力する。

2 本市職員等及び委託先事業者の役職員等は、調査を受ける場合には、これに誠実に応じなければならず、虚偽を述べてはならない。

3 前2項に違反した本市職員等及び委託先事業者の役職員等に対して適切な処分等を課すことができる。

¹³ 文書管理規程等においても同様の定めを置くことが考えられる。

第12条（通報等をした者等の保護）

- 1 本市、本市職員等及び委託先事業者の役職員等は、通報等をした者に対して、通報等をしたことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 2 本市職員等及び委託先事業者の役職員等は、調査協力者に対して、対象事案に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 3 本市は、第1項又は2項に違反した者に対して適切な処分等を課す。
- 4 第1項又は第2項に定める不利益な取扱いが行われた場合には、本市は、当該不利益な取扱いを受けた者に対して適切な救済及び回復のための措置を講ずる。

第13条（通報等をした者等の探索の禁止）

- 1 本市職員等及び委託先事業者の役職員等は、通報等をした者等の探索をしてはならない。
- 2 本市は、前項に違反した者に対して適切な処分等を課す。

第14条（秘密保持）

- 1 本市職員等及び委託先事業者の役職員等は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。
- 2 本市職員等及び委託先事業者の役職員等は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。
- 3 前2項に違反する行為が行われた場合には、本市は、当該者に対して適切な処分等を課す。

第15条（利益相反の排除）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合、対象事案の通報窓口担当者、調査担当者又は是正措置等の検討若しくは実行に関与する者となることができない。
 - ① 法令違反行為等の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者

- ② 内部通報をした者又は被通報者と親族関係にある者
 - ③ 公正な対象事案に関する調査や法令違反行為等の是正措置等の検討又は実施を阻害しうる者
- 2 通報窓口担当者は、自らが前項各号のいずれかに該当する内部通報を受け付けた場合、他の通報窓口担当者に引き継ぐ。
- 3 調査担当者又は是正措置等の検討若しくは実行に関与する者は、それぞれ業務に着手する時点で、第1項各号のいずれにも該当しないことを確認し、そのいずれかに該当する場合、通報対応責任者に報告する。
- 4 前項の報告を受けた通報対応責任者は、前項の報告をした者を対象事案に関与させてはならない。
- 5 本市は、第1項各号のいずれかに該当することを報告することなく通報対応業務に関与した者に対し、処分等を課す。

第16条（通知等）

- 1 通報窓口担当者は、内部通報をした者の連絡先の分からぬ場合を除いて、当該者に対して、当該内部通報を受け付けた旨を、当該内部通報の日から20日以内¹⁴に通知しなければならない。
- 2 通報窓口担当者は、内部通報をした者の連絡先の分からぬ場合を除いて、当該者に対して、対象事案に関する調査の結果及び是正措置等について、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、速やかに通知しなければならない。
- 3 通報窓口担当者は、内部通報をした者の連絡先の分からぬ場合を除いて、対象事案に關

¹⁴ 2号通報ができる場合とあわせた。

する調査開始後是正措置完了までの間, 必要に応じて, 第12条第1項に規定する不利益な取扱いを受けていないか確認しなければならない。

4 調査担当者は, 調査協力者に対して, 対象事案に関する調査開始後是正措置完了までの間, 必要に応じて, 第12条第2項により禁止される不利益な取扱いを受けていないか確認をする。

第17条（職制上の上司への通報）

1 本市職員等及び委託先事業者の役職員等は, 職制上の上司に対して内部通報をすることができる。

2 前項の内部通報を受けた者は, 事案の内容等に応じて, 自ら事実確認を行い是正する, 通報窓口担当者に法令違反行為等が生じ, 又はまさに生じようとしている旨を伝える, 自らの上長等に対して当該内部通報に係る事実を伝える, 内部通報をした者の秘密に配慮しつつ調査を担当する部署等に情報共有する等の方法により, 調査や是正に必要な措置を速やかに実施するなど, 必要な措置を講ずる。

3 職制上の上司への通報も, 内部通報として次のとおり保護する。

①本市, 本市職員等, 委託先事業者及び委託先事業者の役職員等は, 職制上の上司に対して内部通報をした者に対して, 内部通報をしたことを理由として, 不利益な取扱いを行ってはならない。

②本市職員等及び委託先事業者の役職員等は, 内部通報をした者を特定させる事項を範囲外共有してはならない。

③本市職員等及び委託先事業者の役職員等は, 職制上の上司へ内部通報をした者を特定しようとしてはならない。

4 本市は, 前項に違反する行為が行われた場合, 当該違反者に対して適切な処分等を課す。

第18条（公益通報者保護法第3条2号又は3号通報を行った者の保護等）

- 1 本市、本市職員等、委託先事業者及び委託先事業者の役職員等は、公益通報者保護法第3条第2号及び第3号に定める保護要件を満たす公益通報をした者に対して、当該通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 2 本市職員等及び委託先事業者の役職員等は、前項に定める公益通報をした者を特定させる事項を範囲外共有してはならない。
- 3 本市職員等及び委託先事業者の役職員等は、第1項に定める公益通報をした者を特定しようとしてはならない。
- 4 本市は、前3項に違反する行為が行われた場合、当該違反者に対して適切な処分等を課す。

第19条（不正の目的による通報等の禁止）

- 1 本市職員等及び委託先事業者の役職員等は、虚偽の通報等や、他人を誹謗中傷する目的の通報等その他の不正の目的の通報等をしてはならない。
- 2 本市は、前項に違反している可能性が高いと認められる場合には、前項の違反の有無を調査した上で、当該違反者に対して適切な処分等を課すことができる。

第20条（留意事項）

- 1 通報等をした者は、通報等をした情報が拡散することにより自らが不利益な取扱いを受ける可能性が高いことに鑑み、当該情報の管理に留意する。
- 2 調査協力者は、調査に関する情報が拡散することにより自ら及び通報等をした者が不利益な取扱いを受ける可能性が高いことに鑑み、当該情報の管理に留意する。

第21条（リニエンシー）

本市は、法令違反行為等に関与した本市職員等及び委託先事業者の役職員等が自主的に内部通報した場合や調査に協力した場合、処分等を減免することがある。

第22条（通報に対する評価）

本市は、重大な法令違反行為等の発見及び是正に寄与した通報等をした者等に対して、積極的な評価¹⁵を行う。

第 23 条（教育・周知）

- 1 通報対応責任者は、個人情報等の保護に配慮した上で、通報窓口の運用実績について本市職員等及び委託先事業者の役職員等に対して周知する。
- 2 通報対応責任者は、本市市長その他本市幹部職員を含む全ての本市職員等及び委託先事業者の役職員等に対して、定期的に公益通報者保護法及び本市内部通報対応体制に関する教育・周知を行う。
- 3 通報対応責任者は、通報窓口担当者及び調査担当者、並びにそれらの担当者となる可能性の高い本市職員等及び委託先事業者の役職員等に対して、本規程の適切な運用を確保するため、定期的に教育及び研修を行うこととし、通報等をした者を特定させる事項の取扱いについて特に十分な教育を行う。

第 24 条（本規程に基づく体制の整備、運用及び改善等）

- 1 通報対応責任者は、利用対象者の利便性を高めるため、利用対象者の意見を聴取した上で、本規程に基づく体制の整備、運用及びその改善に努める。
- 2 通報対応責任者は、本市市長に対して、本規程に基づく体制の整備及び運用状況等について定期的に報告する。
- 3 通報対応責任者は、本規程に基づく体制の整備及び運用状況等について、定期的に客観的かつ公正な方法による評価、点検等を行い、必要に応じて改善策を講ずる。
- 4 通報対応責任者は、通報窓口に寄せられた内部通報に関する運用実績の概要を適切な業務

¹⁵ 本規定に従い適切な処分等を行うためには、賞罰規程等において根拠規定が必要になると考えられるため、賞罰規程等にも同様の規定を設けることも併せて検討。

の遂行及び利害関係人の秘密、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲において、各年度の終了後、速やかに公表する。

第 25 条（所管）

本規程の所管は、総務部とする。